

しんしろ山の湊ふるさと寄附（ふるさと納税）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新城市（以下「市」という。）の魅力を市内外に発信するとともに、販路拡大等に伴う市内産業の振興及び地域の活性化につなげるため、市へふるさと寄附をした者に対し、返礼品を贈呈するしんしろ山の湊ふるさと寄附（ふるさと納税）事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、ふるさと寄附とは、個人の都道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者が地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金を市に支出することをいう。

- 2 この要綱において、返礼品とは、第10条に規定する地元特産品等をいう。
- 3 この要綱において、返礼品提供事業者とは、第7条に規定する事業者等をいう。

（使途区分）

第3条 ふるさと寄附をしようとする者は、次に掲げる事業のうちから寄附金の使途をあらかじめ指定することができる。

- (1) ふるさとの森と水を守るための事業
- (2) ふるさとの福祉・健康の推進のための事業
- (3) ふるさとの観光・交流の推進のための事業
- (4) ふるさとの教育環境を充実させるための事業
- (5) コミュニティ・ビジネスを推進するための事業
- (6) 市におまかせ

- 2 ふるさと寄附をしようとする者が前項の規定による指定をしなかったときは、前項第6号を指定するものとする。

（申出手続等）

第4条 ふるさと寄附をしようとする者は、しんしろ山の湊ふるさと寄附（ふるさと納税）申出書（様式第1）又はインターネット上の専用申出フォームにより申し出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、採納を決定し、当該申出をした者に通知することとする。

（寄附の受入等）

第5条 市長は、ふるさと寄附の申出が公序良俗に反するものと認められる場合は、不採納の決定をしなければならない。

- 2 市長は、納付を確認した場合は、ふるさと寄附をした者（以下「寄附者」という。）に対し、速やかに寄附金受領証明書（様式第2）を交付しなければならない。

（返礼品贈呈）

第6条 返礼品は市へ1回につき5,000円以上のふるさと寄附をした寄附者のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく市の住民基本台帳に記録されていないものに贈呈する。ただし、当該寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

(返礼品提供事業者の要件)

第7条 返礼品を提供する事業者等は、次号に掲げる全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 市内に事業所を有する者であること。ただし、市内で生産等された商品を提供する事業者や、市内でサービスや役務を行い、本市をPRしていると認められる場合は、市外の事業者等も可能とする。
- (2) 各種法令規則等に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 新城市暴力団排除条例（平成23年新城市条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(返礼品提供事業者認定の申請手続等)

第8条 返礼品提供事業者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、しんしろ山の湊ふるさと寄附（ふるさと納税）返礼品等提供事業者認定申請書（様式第3。以下「事業者申請書」という。）に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 申請者の概要
 - (2) しんしろ山の湊ふるさと寄附（ふるさと納税）返礼品提供に関する誓約書（様式第4）
 - (3) 営業に必要な許可証等（許可証等が必要な場合）
 - (4) その他市長が必要と認める書類等
- 2 ただし、市長が認める場合は、前項第2号の提出は求めない。
- 3 市長は、事業者申請書を受理したときは、これを審査し、適當と認めるときは、返礼品提供事業者として認定し通知するものとする。

(返礼品提供事業者認定の変更・廃止申請手続等)

第9条 返礼品提供事業者は、事業者申請書の内容に変更が生じた場合または返礼品提供事業者の認定を廃止する場合は、しんしろ山の湊ふるさと寄附（ふるさと納税）返礼品等提供事業者変更・廃止申請書（様式第5）により、市長に対し、すみやかに申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請を受理したときは、これを審査し、適當と認めるときは、これを認定し通知するものとする。

(返礼品の要件)

第10条 返礼品は、次に掲げる全ての要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
 - ア ふるさと新城を懐かしむことができるもの
 - イ 市のPRにつながるもの
 - ウ 商品に表示される製造者、加工者又は販売者が市内に事業所を有する事業者であるもの又は市内で生産等されたもの
 - (2) 総務省告示第179号第5条に規定する総務大臣が定める基準その他総務省通知等の規定に適合すること。
 - (3) サービスの場合にあっては、市内で実施されるものであること。ただし、近隣の地方自治体と連携して行うサービスの場合にあっては、この限りでない。
- 2 返礼品の価格は、一つの寄附（5,000円以上のものに限る。）に対し、3割以内とする。ただし、箱代・送料はこれに含まない。

(返礼品認定の申請手続等)

第11条 返礼品の認定を受けようとする返礼品提供事業者は、しんしろ山の湊ふるさと寄附（ふるさと納税）返礼品等認定申請書（様式第6）に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出するものとする。

(1)返礼品の画像データ

(2)その他市長が必要と認める書類等

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、適當と認めるときは、返礼品として認定し通知するものとする。

(返礼品の認定の変更・廃止申請手続等)

第12条 返礼品提供事業者は、返礼品の内容に変更がある場合または返礼品を廃止する場合は、しんしろ山の湊ふるさと寄附（ふるさと納税）返礼品等変更・廃止申請書（様式第7）により、市長に対し、すみやかに申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更・廃止申請を受理したときは、これを審査し、適當と認めるときは、これを認定し通知するものとする。

(認定の取消し)

第13条 返礼品提供事業者が次のいずれかに該当するときは、当該返礼品提供事業者及び返礼品の認定を取り消すものとする。

- (1) 第7条第1項に掲げる要件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (2) 返礼品の提供ができなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により返礼品としての認定を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) 社会一般の信用を失墜する行為をしたとき。
- (5) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(報告義務)

第14条 返礼品提供事業者は、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 返礼品の発送に遅延が生じたとき。
- (2) 返礼品の品質又は発送に問題が生じたとき。
- (3) 産地、製造者、加工者又は販売者の表示内容に変更が生じたとき。
- (4) 返礼品の提供ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、返礼品の提供に支障が生じたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、「平成」から「令和」の変更については、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月18日から施行する。